

# 1. 次期司法書士法改正についての基本的考え方

日本司法書士政治連盟  
会長 田嶋 規由

## I 時代背景と環境の違いから導き出されるもの

### 平成14年（司法書士法改正時）

- ① 弁護士の不足と極端な地域偏在ならびに高額報酬への国民の批判
- ② 100年に1度と言われた司法制度改革の強烈な追い風
- ③ 自民党司法制度調査会（与党）と司法制度改革審議会（政府）の両輪で議論を牽引し、法曹三者（特に日弁連）の抵抗を抑える

### 平成21年

- ① 弁護士の急激な大幅増員と就職難及び法科大学院の卒業生問題
- ② 司法制度改革・規制改革の風は止む
- ③ 司法制度調査会（与党）も司法制度改革審議会（政府）もない状況

このように時代背景と環境がこれほど違う状況で、代理権拡大型の総花的法改正は弁護士界との真正面の職域対立となり、実現可能性は限りなく低いと考える。

万一本気で取り組んだ場合には、一部の司法書士をミニ弁護士として弁護士会へ吸収する議論が復活し、結果として司法書士試験廃止・消滅すなわち計理士の場合と同じく一代限りの道を歩むことになりかねない。現環境下でのミニ弁護士化を促進するような法改正案は、司法書士制度の廃止消滅の格好の材料となりその引き金を引く危険性がある。

したがって、我々は平成14年の法改正時に積み残したものを含め、実務現場における現実課題を優先且つ確実に実現し、決してミニ弁護士路線ではなく、登記に関連する業務及び紛争予防ならびに本人支援型紛争解決業務を担う法律家として弁護士業務と一線を画す道を明確に示し、毅然として歩む決意をすべきである。

#### 平成14年法改正の積み残しを含む優先課題

1. 司法書士業務全般に関する法律相談権の確立
2. 登記原因に関する調査確認権限・登記原因証明情報作成認証権限の確立
3. 簡裁代理権の充実  
(司法書士会照会制度の確立・上訴関与権・受任事件の執行代理等)
4. 司法書士の自治を尊重（必要的関与・除斥期間等）した懲戒制度の確立
5. 司法書士二分化の阻止（試験の充実及び登録前研修義務化により新たに登録する司法書士全員に簡裁代理権付与）